

都市再生安全確保施設 位置図

【参考1:退避経路の位置づけについて】

各街区内に整備する歩行者動線は、災害時には、国道1号や環状第2号線などの緊急車両の通行を円滑に行う路線により分断される可能性がある。そのため、開発事業により整備される歩行者ネットワークのうち、街区間を接続する歩行者デッキ及び駅と街区内をつなぐ地下歩行者通路を退避経路に位置付ける。

【参考2:非常用電気等供給施設の供給量について】

本地区の地域冷暖房区域内の建物及び一時滞在施設に対する、平常時のエネルギー供給量と災害時のエネルギー供給量を下表に示す。

表 平常時エネルギー供給量と災害時エネルギー供給量の想定

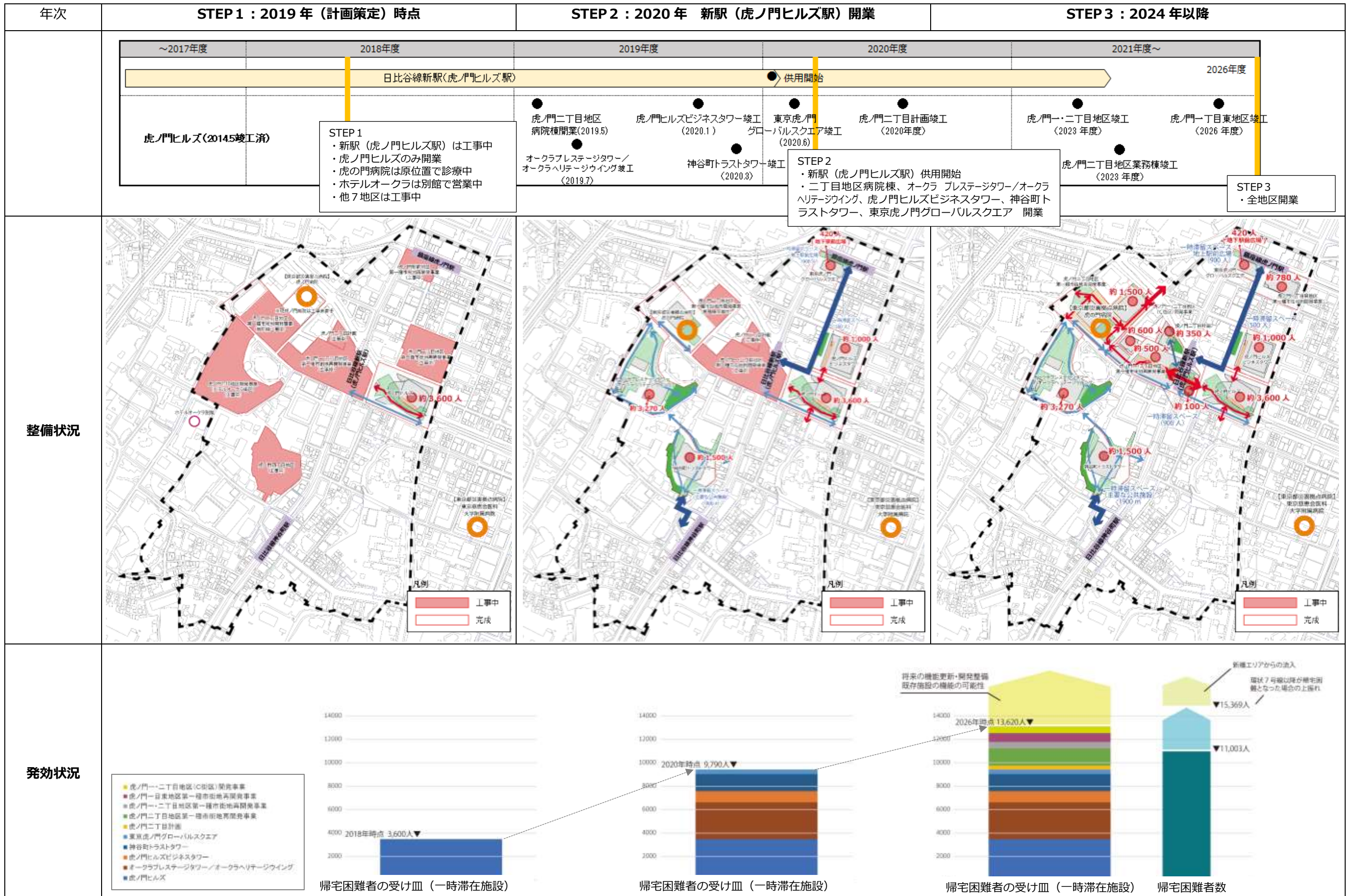
対象区域	施設の 種類	停電発生時の状況		平常時供給量		災害時供給量	
		電気	熱	電気 MW	熱 GJ/h	電気 MW	熱 GJ/h
虎ノ門一・二丁目地区	新ビル (一時滞在施設を含む)	CGS(DHC所有)から供給	DHCから供給	14.6	冷熱 108.5 温熱 55.3	11.5	冷熱 76.0 温熱 38.8
	地下歩行者通路	CGS(DHC所有)から供給	DHCから供給	0.025	冷熱 0.712	0.025	冷熱 0.712
虎ノ門二丁目地区	新ビル (一時滞在施設を含む)	(建物内で供給)	DHCから供給	5.4	冷熱 43 温熱 31	5.4	冷熱 31 温熱 31
	病院	(建物内で供給)	DHCから供給	3.2	冷熱 30 温熱 24	3.2	冷熱 10 温熱 13

※表内のエネルギー量は、各地区事業者より提供された情報を記載

※表のエネルギー供給量は計画時点の数字であり、今後変更の可能性がある

2-2 開発計画の整備に伴う一時滞在施設等の段階的整備について

地区内では今後順次開発プロジェクトの完成が予定されており、それに伴いエリア全体の災害時の安全性が高まっていく。開発工事中の滞留者対策の取組については、今後区と開発事業者等が連携しながら検討する。



### 2-3 ソフト対策（法第19条の15第2項第五号）

下記の取組等により、地域全体での滞留者・帰宅困難者の円滑な誘導を通じた安全性の確保を図る。

#### 【非常用電気等供給施設(エネルギー供給施設)の維持管理】

- ・ 大規模地震発生時に、滞在者等の安全の確保に必要なエネルギー(電気・熱)が安定供給されるように、都市再生安全確保計画の関係者は、エネルギー供給施設の適切な管理を行う。
- ・ 大規模地震発生時に、滞在者等の安全の確保に必要なエネルギー(電気・熱)が円滑に供給されるように、エネルギーの受入に係るオペレーションや連絡体制を記したマニュアルを整備する。

#### 【災害時の滞留者等の誘導】

- ・ デジタルサイネージ等により行政情報や災害情報、鉄道運行情報等を、滞留者・帰宅困難者等へ発信する。

例) 路上サイネージの活用

：平常時の利便性・災害時の各種情報・インフラ提供に向けた検討を行う。

#### 【災害時の情報・インフラ提供例】

- ・ 災害情報伝達手段として活用
  - ・ 路上での充電サービス
  - ・ Wi-fi 等通信サービス
- ・ 滞留者の円滑な誘導については、虎ノ門地域滞留者対策推進協議会において行われる安全性の確保に向けた検討と連携する。
  - ・ 就業者・来街者・居住者に対応した各々の滞在場所の情報発信や、外国人への多言語での情報発信等を行う。

#### 【災害時に備えた平常時からの取組】

- ・ 防災訓練の実施等、エリア全体で連携した防災の取組を虎ノ門地域滞留者対策推進協議会で行い、災害時の円滑な対応を実現する。

### 2-4 その他（法第19条の15第2項第六号）

本計画に定められた事業等のうち、特に発災時のソフト対策については、虎ノ門地域滞留者対策推進協議会において実施する防災訓練等を通じて、具体化を図る。

＜今後、滞留者対策推進協議会にて継続して検討が必要な項目＞

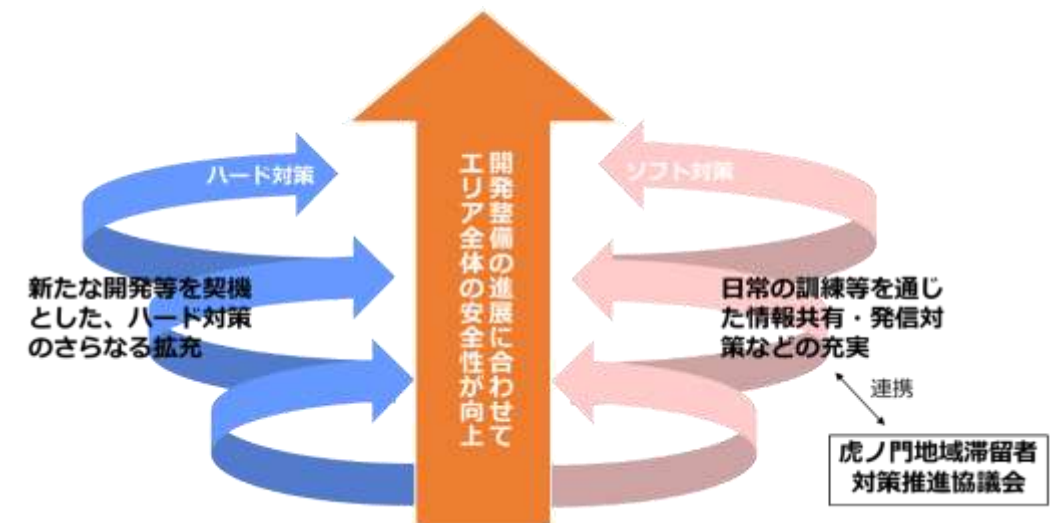
- ・ 一時滞在施設の開設・運用ルールや滞留者の誘導ルールの策定
- ・ 発災時の情報収集・発信システムの構築
- ・ 路上サイネージの設置・運営の仕組み
- ・ 災害対応における病院との連携
- ・ ほか、本計画9ページ「対策アイデア」に記載する内容など

なお、滞留者対策推進協議会での検討・活動を受けて、都市再生安全確保計画作成部会においても連携を図りながら、平常時からのハードの防災対策の検討・実施を行う。

### 3 計画の見直し

本計画は現時点の周辺開発計画等にもとづいて作成しているが、より実効性のある計画としていくため、新たな開発プロジェクト等を契機とした、都市再生安全確保施設のさらなる拡充（ハード対策）や、平常時の訓練等の活動を通じたソフト対策の進展など、引き続き官民連携して計画内容の拡充を図っていく。

計画検討の前提条件の変化や、都市開発プロジェクトの進展、平時の訓練活動などの取組状況に応じて、適宜計画の変更を行うものとする。



進化する計画のイメージ

策定年月日：令和3年10月14日（改訂）  
作成者：東京都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会  
（虎ノ門地区都市再生安全確保計画作成部会）